

【講演抄録】近年、超高齢社会を迎え高齢者歯科医療と共に在宅歯科医療も増加傾向になって来ているようです。厚生労働省の歯科保健医療のニーズ動向によると、在宅歯科医療・高齢者歯科や摂食・嚥下といった高齢者歯科医療の充実が求められ、義歯の質的需要が高度化して来ています。また、歯科医療現場も高度に発達した歯科医療技術の進歩により、歯が喪失した無歯顎者の疾病構造も著しく変化してきていると思われます。義歯製作もより簡便で、客観的な根拠から効率的な“二義的人工臓器義歯”の製作システムとなる供給体制が求められています。

そこで今回、平成29年2月18日に開催される福岡県南部歯科技工士会と歯科衛生士会との合同セミナーでは、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士が共に参画する口腔ケアを考慮した仮想咬合平面の設定基準と咬合様式について考察したいと考えています。

口腔ケアの技工目的は、すでに失われた組織および機能と患者の顔貌に調和した自然美の回復(修復)にあと考えます。また、歯科技工は患者の用に供する補綴装置でなければならないと考えています。

装置とは、患者固有の欠損部位に装着し、口腔機能の回復と同時に健全な健康寿命の維持が望まれます。このことから近年、健康的な長寿社会において、ただ単なるモノではなく、いわゆる二義的人工臓器となる高度な予知性を考慮した補綴装置が求められています。

先進医療の導入で、デジタルデンティストリー(デジタルテクノロジー)CAD/CAM化の時代からこそ医療の原点である患者中心のヒューマンデンティストリー(ヒューマンテクノロジー)との融合が重要になって来ています。

補綴装置が破損した場合の法的根拠は、器物棄損罪と傷害罪に問われるのである。仮に口腔内に装着されている義歯が殴られて破損した場合は傷害罪に問われるとあります。いわゆる、単なる物ではなく患者の用に供する装置を意味していることとなります。既に失われた口腔機能の回復を目的とした補綴は、患者固有に異なるオーダーメイドで高度な補綴装置が求められている。合同セミナーでは、咬合から考察する予防について、ご参加戴いた皆様と共に有意義なディスカッションができればと考えています。